

## 障害者自立支援法の見直しに向けての地方からの提言

平成20年5月28日  
千葉県知事 堂本 暁子

### 1. 障害者の範囲について

#### <現状と課題>

○障害者自立支援法導入前の身体障害者福祉法など個別法の「障害者の範囲」をそのまま踏襲したため、現に支援を必要としながらも、新たに法制化された発達障害や、障害の谷間となっている難病、高次脳機能障害などは対象外となっており、必要な支援が受けられないという問題がある。

○また、サービスの供給面においても、障害者自立支援法（発達障害については児童福祉法）の範囲外に置かれているため、障害特性を踏まえ必要なサービスを提供する事業所や施設もほとんどなく、こうした分野の知識やスキルを持った職員やノウハウ、設備を有するところも極めて少ない状況となっている。

#### <提 言>

- ①現在、ほとんど支援サービスのない発達障害、高次脳機能障害、及び支援体制が脆弱な難病をはじめ、心身的な機能障害を理由として社会生活上で困難をきたしている国民が必要とする社会的な支援を受けられるよう、「障害者」の定義づけを見直すべきである。
- ②また、中長期的には、WHOや諸外国における障害者の範囲も踏まえ、現行の医学的な機能に着目した「医療モデル」から、障害は個人と社会環境の関係の中で生じると考える「社会モデル」への転換を考えていく必要がある。

### 2. 利用者負担について

#### <現状と課題>

○国の特別対策や緊急措置等の利用者負担の軽減措置は一定の効果を上げているは、支援費制度時から比較すると、負担感は依然として強いものがある。

○随時の暫定措置の実施により、利用者や事業者からは、利用者負担の仕組みが複雑で分かりにくくなっているとの声が強い。

## <提 言>

- ①現在暫定的に実施されている特別対策及び緊急措置を恒久的な制度にするよう検討することが必要である。その際、各種負担軽減措置の実施により、制度が複雑でわかりにくくなっているため、利用者にとってより分かりやすい仕組みとなるよう工夫することが重要。
- ②また、利用者負担の問題は、利用者の収入・所得の保障と表裏一体の問題であり、所得全体の議論の中で利用者負担の在り方を再考する必要がある。具体的には、就労支援策や工賃向上策に併せ、障害年金の引上げ等の措置を検討することが必要である。

### 3. 相談支援について

#### <現状と課題>

- 障害者への相談支援体制の整備は、主として、市町村が、交付税を財源に行うこととされているが、実態として、県内市町村の財政状況により体制に大きな格差が生じている状況にある。
- 特に、精神障害者への相談支援については、引きこもりがちな精神障害者に対して、専門家が訪問（アウトリーチ）による継続的な相談支援を行うことが必要となってくることなどから、県内の多くの市町村で対応ができていない状況にある。
- また、障害者が地域で自立して生活していくためには、個別支援計画に基づく関係機関の調整や在宅サービス等の利用調整を行う、サービス利用計画作成費の利用は不可欠であるが、本県の状況を見ると、法令により利用対象の範囲が極めて狭く限定されていることなどから、支給決定者も利用者も極めて少なく、現場のニーズと隔たっている状況にある。

## <提 言>

- ①障害者自立支援法がその理念に掲げるように、障害があっても、地域で自立した生活を送るためには、障害の種別や程度にかかわらず、個人に着目して、その人のニーズに応じた生活設計を考えていくことが必要であり、そのための相談支援（ケアマネジメント）は制度の根幹を成すサービス。
- ②国としても、この点を十分に考慮に入れ、また、現状の相談支援体制の状況も踏まえた上で、財政的な措置も含めて、制度の再構築を検討する必要がある。